

消費者行政体制の一層の強化について - 「国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォース」中間整理についての意見 - (平成23年6月10日 消費者委員会) に対する
消費者庁の考え方、及び、これについての消費者委員会の考え

平成23年7月1日
消費者委員会

消費者委員会意見(23.6.10)で示した 懸念事項・問題意識等	左記の委員会の懸念事項・問題意識に対する 消費者庁の考え方 (第59回消費者委員会(23.6.24)資料4より)	左記の消費者庁の考え方についての 消費者委員会の考え
<p>1. 「情報提供」の重複等について</p> <p>公表・注意喚起(消費者庁)と情報提供(国民生活センター)に法制上の重複はない。消費者庁が、注意喚起強化のために、国民生活センターに依頼できる事務を自ら実施すること自体は評価。</p> <p>しかし、消費者庁自身の業務における課題を考慮すると、注意喚起は国民生活センターを中心に実施させる適切な役割分担が必要。</p>	<p>消費者への情報提供については、消費者庁及び消費者委員会設置法第4条第1号等に基づく消費者庁の最も重要かつ多様な事務であり、消費者安全法第15条に基づく注意喚起に限られるものではない。この点は、6月9日の消費者委員会事務局長から消費者庁長官宛ての文書においても認められているところ。一方、国民生活センターも国民生活センター法第10条第1号及び第42条第2項に基づいて情報提供を行っている。したがって、法的にも両者の情報提供が重なっている。また、実態面からも重複がみられることは明らか。</p> <p>第5回タスクフォース(平成23年3月29日)では、情報提供に関し、現行の独立行政法人形態であるがゆえのデメリットとして、「処分権限がなく悪質事業者に対する強制力が弱い。」「注意喚起はできても、法律改正や政策といった根本的な解決に結びつきにくい場合がある。」との見解が国民生活センターより示されているところ。</p> <p>情報発信機能の一元化については、国民生活センターのこれまでの情報発信機能の重要性・有効性を否定しているものではなく、これを消費者庁が有する権限と結びつけることによりさらなる実効性の強化を図ろうとするものである。</p>	<p>消費者庁による一般的な情報提供を否定するものではない。ただ、それが「消費者庁の最も重要(かつ多様な)事務」であるか否かについては、議論の余地がある。国民生活センターに情報提供を行わせるという役割分担もあり得る。</p> <p>なお、委員会としては、国民生活センターに対して個別事案の情報提供を「させる」ことも、消費者庁としての基本的政策の「推進」ではないかと考えるところ。</p> <p>また、消費者庁のそのような情報提供と、国民生活センターの情報提供が「法的に重なっている」か否かについては、法的に必然・不可避免的に重複するとは考えていない。</p> <p>なお、「この点は、6月9日の消費者委員会事務局長から消費者庁長官宛ての文書においても認められているところ」について、委員会事務局は、消費者庁の見解について「認めた」ということではなく、消費者庁の見解について委員の確認が得られるよう努める旨を、当該書面において明確にしたものであると理解している。</p> <p>第58回消費者委員会(23.6.17)では、情報提供を求める消費者庁の権限について、消費者安全法14条1項を挙げており、第59回消費者委員会(23.6.24)では、同項の規定に基づく事業者に対する資料提出要求について、104件行使したとされる(いずれも非公表)。</p> <p>しかし、当該104件のうち、財産事案について、いわゆる悪質な販売方法等を用いている事業者に権限を行使し、実際に注意喚起につながったものはあるのか。</p> <p>また、消費者安全法14条1項の規定は、事業者は消費者庁からの当該規定の求めに対応しなくとも、法律上は何らの不利益処分もないため、注意喚起に当たって、いわゆる悪質事業者に対して情報提供を求める権限として有効に機能するとは考え難い。</p> <p>なお、消費者安全法22条に基づく報告徴収は、アフリカントラストに対してのみ行ったと聞いているが、これによっても、十分な情報提供は得られなかったと聞いた。</p>

消費者委員会意見（23.6.10）で示した懸念事項・問題意識等	左記の委員会の懸念事項・問題意識に対する消費者庁の考え方（第59回消費者委員会（23.6.24）資料4より）	左記の消費者庁の考え方についての消費者委員会の考え
<p>（前ページから続く）</p> <p>1. 「情報提供」の重複等について</p> <p>公表・注意喚起（消費者庁）と情報提供（国民生活センター）に法制上の重複はない。消費者庁が、注意喚起強化のために、国民生活センターに依頼できる事務を自ら実施すること自体は評価。しかし、消費者庁自身の業務における課題を考慮すると、注意喚起は国民生活センターを中心に実施させる適切な役割分担が必要。</p>	<p>また、今回の一元化の重要な目的の1つは、現場のさまざまな相談情報を生かして、注意喚起や法執行（行政処分等）から制度改正や消費者教育まで一貫した体系を持った消費者行政の実現を図ることである。情報発信機能の一元化により、調査権限、執行権限も含めて消費者庁が有するツールを事案に応じて選択的に駆使していくことが可能となり、消費者被害の救済、未然防止・拡大防止のために効果的である。また、施設等機関が発掘した案件を迅速な情報提供につなげていくための仕組みをさらに具体的に構築する考えである。</p> <p>また、消費者庁及び消費者委員会設置法第3条では、消費者庁は「消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供され、～（中略）～ことが消費者の権利であることを尊重する」等の消費者基本法の理念にのっとり事務を行うことが任務とされている。こうした役割が期待されている消費者庁には消費者への迅速かつわかりやすい情報提供が実際にも求められており、今回の東日本大震災に際しては、放射能や食品等の安全に関し、消費者の疑問や不安に答えるため「食品と放射能Q & A」を作成し、いわゆる注意喚起にとどまらない情報提供や消費者教育を行っている。</p>	<p>後述するとおり、消費者庁による情報発信は、他省庁との調整が不可避であるため、従来の国民生活センターよりも遅くなる可能性があると考え。一元化した場合、消費者庁による情報提供が、これまでよりも内容が充実することは期待できるが、これまでの国民生活センター・消費者庁による二元的な情報提供よりも、「消費者庁」による一元的な情報提供の方が、内容・スピードともに充実するのかという点については、平成22年、平成23年の実例を見てもなお大きな疑問があり、この点について十分な検討がなされていないのではないか。</p> <p>また、「情報発信機能の一元化により調査権限、執行権限も含めて消費者庁が有するツールを事案に応じて選択的に駆使していくことが可能となり」とされているが、こうした調査権限・執行権限を情報発信のために一体的に利用することにより、執行機能の中立性・公正性が阻害されるとともに、情報発信が遅れる可能性が大きく、十分な配慮が必要であり、事業者もこの点を懸念している。</p> <p>これらの懸念に対してどのような配慮を講じるのか、具体的な説明が未だなされていない。また、一元化によらずとも、国センの相談部署は、PIO - Alert 等を通じて、消費者庁に対して悪質事業者等の情報を迅速に提供しており、このような連携をさらに強化することにより、国センが集約・分析した情報を消費者庁が活用することが可能ではないか。</p> <p>さらに、「現場のさまざまな相談情報を生かす」という観点からは、国民生活センターの直接相談機能（又はこれに代わる機能）の一層の拡充が必要と思われるところ、現状ではそのような計画は示されておらず、矛盾するのではないか。</p> <p>消費者基本法第2条に定められている左記の基本理念にのっとりした事務は、非常に広範かつ抽象的であり、これで読み込める事務を全て消費者庁自らが行うべきとは、解することができないのではないか。</p> <p>このうち、何を消費者庁自らが行うべきか、という判断は、まさに政策判断であるが、当該事務として読み込めるもののうち、国民生活センターに「実施させる」ことも、消費者庁の事務に含まれると理解している。</p> <p>なお、これまで、国民生活センターは、消費者団体や弁護士等への情報開示について不十分ではないかとの批判があったが、消費者庁に情報管理が一元化された場合、これまで以上に、情報開示が過度に慎重になるのではないかと懸念している。</p>

* PIO-Alert（消費生活相談早期警戒システム）：

悪質事業者・問題商法を早期に発見するために開発された「早期警戒指標」を効果的に利用するためのツールとして開発され、2010年12月から運用が開始されている。クリックによる簡単な操作で、相談の傾向や事業者・商品ごとの集計結果をグラフや地図で視覚的に把握できるため、各自治体の消費者行政部門等が、問題のある事業者や手口等を発見・分析しやすくなり、迅速な対応が可能となった、とされている。（国民生活センター ホームページより「国民生活センターについて（2011年6月）」（http://www.kokusen.go.jp/hello/pdf/mi-gyoumu_01.pdf））

消費者委員会意見（23.6.10）で示した 懸念事項・問題意識等	左記の委員会の懸念事項・問題意識に対する 消費者庁の考え方 （第 59 回消費者委員会（23.6.24）資料 4 より）	左記の消費者庁の考え方についての 消費者委員会の考え
<p>2. あっせんと各省庁との調整について</p> <p>個別事案のあっせん結果が、消費者庁による業界指導とみられる可能性がある。</p> <p>消費者庁によるあっせん結果と、所管省庁による業界規制・指導との間で、事業者に混乱が生じる可能性がある（二重行政）</p> <p>また、各省庁との調整にも停滞等の影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>一方、あっせんにあたって所管省庁と調整する場合は、あっせん処理が遅れる可能性がある。</p>	<p>そもそも「あっせん」とは、「当事者間で交渉すべきこと、あるいは現に交渉はしているがまとまらないでいることの中に第三者が割って入って、双方の意見を聞いて、これをそれぞれ相手方に取り次ぎ、必要に応じて自分の意見も述べて、両者の意見の一致点を見出そうとするものであり、場合によっては、中に入った第三者が独自のあっせん案を作成して双方に提示することもある。」（「法令用語の常識」林修三）というものであり、法律の規定を個別の事案に適用していくという性質のものではない。現在、国民生活センターが行っている「あっせん」も同様。</p> <p>したがって、個別のあっせん事案について法所管省庁との調整を要するものではない。</p>	<p>左記のあっせんの定義を否定するものではない。</p> <p>なお、昭和 45 年の経済企画庁国民生活局長通知によれば、「あっせん」について、「苦情のあっせん 単に相手方に苦情を取り次ぐだけでなく、解決に必要な情報を提供し、当事者の希望があればあっせん案を提示するなど積極的に取り組み、その苦情が最終的に解決されるまで責任を持って見届けることが必要である。」とされている。</p> <p>あっせんにあたり、「自分の意見を述べて」「あっせん案を提示」するには、関係法令の規定を踏まえて、両者が納得できる案を示さなければ、有効なあっせんを行うことは難しく、その点では、法律の規定を個別事案に適用する側面は否定できないはず。</p> <p>所管法令以外の事案においては、個別事案の解決であっても、業界全体に影響を及ぼす可能性もあり、所管省庁との間で何らかの調整が必要になる局面が発生することは避けられないのではないか。</p>
<p>3. あっせんと法執行について</p> <p>個別事案のあっせんの判断は、地方裁判所の裁判例や民法の信義則等も踏まえて行うものと思料するが、消費者庁が実施したこの個別事案のあっせんの判断が、消費者庁の有権解釈と誤解される懸念がある。</p> <p>同様に、地方公共団体の相談員等の研修においても、消費者庁が実施した個別事案のあっせんの判断が、消費者庁による法令の有権解釈と誤解される懸念がある。</p>	<p>また、行政処分と異なり、あっせん案の受け入れが強制されるわけではなく、あくまで当事者間の合意を導くものであり、業者を指導するような性質のものではなく、法執行を行う上での法律の解釈・適用の前例となるものでもない。</p>	<p>行政処分を行うことができる省庁から、「意見」「あっせん案」が示されれば、事業者側は当然に重く受け止め、行政指導とみられる可能性もあり、タスクフォース等で事業者団体から実際にその懸念が示されており、この懸念を解消するための工夫が、なお必要と考える。</p> <p>また、そもそも、役所の行政指導が効力を持つのは、強力な執行権限を背景としたもの。</p>

消費者委員会意見(23.6.10)で示した懸念事項・問題意識等	左記の委員会の懸念事項・問題意識に対する消費者庁の考え方(第59回消費者委員会(23.6.24)資料4より)	左記の消費者庁の考え方についての消費者委員会の考え
<p>4. あっせん・ADR・商品テスト(苦情処理テスト)</p> <p>行政庁の立場で、消費者側に軸足を置いたあっせんやADRを実施することが可能か。また、法執行権限を背景として、あっせんにおける事業者側への圧力が生じないか。その懸念により、事業者側に過度の萎縮効果が生じる恐れがあり、また、事業者側が行政庁によるあっせん・ADRでの解決を望まない可能性があり、円滑な紛争解決が図れない恐れがある。</p> <p>行政庁の立場で、従来の国民生活センターと同様の消費者側への訴訟追行の援助を行うことが適当か。</p> <p>消費者庁の法執行の担当課と施設等機関との間に情報の遮断はないため、あっせん等における事業者の対応が、法執行の判断に影響する恐れがある(対象事案選定・違法性判断等)</p>	<p>「あっせん」については、前記のとおりであり、また、「ADR」については、「訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続」(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第1条)である。消費者と事業者の間の紛争においては、両者の情報の質及び量並びに交渉力等格差にかんがみ、消費者に必要な情報提供や助言などを行い、当事者間の合意を導いていくが、あくまで中立の立場で交渉を促すものである。</p> <p>消費者庁は、「消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されることが消費者の権利であることを尊重する」という消費者基本法の理念にのっとり、消費者利益の擁護及び増進等の事務を行うことを任務としている。その所掌事務の第一として「消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進」が規定されている。消費者と事業者とは、情報の質や量、交渉力等に格差があることを踏まえ、両者の間に立って紛争の実質的な解決を図ることは重要である。このため、消費者紛争に係る「あっせん」についても、潜在的に消費者庁の所掌事務の中に含まれていると考える。国土交通省や文化庁など国の行政機関で「あっせん」を担っている例もある。</p> <p>また、法執行部署とあっせんやADRの事務局機能を担う施設等機関は、組織上、別の部署が担うこととしており、圧力が生じるようなことはない。また、ADRについては、消費者庁に機能を移管するとしても、消費者庁職員自らが実施するのではなく、第三者委員から構成される合議制の組織を設けることを検討している。</p> <p>行政庁が訴訟追行の援助を行う例は、特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法等でもみられるところ。</p> <p>法執行部署と施設等機関の間の相互の情報の取扱いなど一定のルールを設けることを検討している。</p>	<p>左記の委員会意見(23.6.10)で、「行政庁の立場で、消費者側に軸足を置いたあっせんやADRを実施することが可能か。」としているのは、まさに、消費者が情報の質・量・交渉力の格差にかんがみて、不利な立場にあることを踏まえて、様々な便宜を供与している実態が変わってしまう(=消費者側に軸足を置くことができなくなる)のではないかということ懸念している次第。</p> <p>国土交通省の建設業法に基づく中央建設工事紛争審査会にしても、文化庁の著作権法に係るあっせんにしても、基本は、事業者同士の紛争が中心である。</p> <p>また、前者(中央建設工事紛争審査会)について、元請・下請という格差のある主体同士のトラブルという点で、消費者トラブルとの類似性も指摘されているが、前者・後者のいずれも、関係所管法令をベースとした契約・制度の中でのあっせんであり、国民生活センターの行うような、消費者庁の所管法令外の法令も含む多種多様なトラブルを対象とする制度ではないため、単純な比較はできない。</p> <p>なお、国土交通省の中央建設工事紛争審査会が取り扱う、請負契約の問題については、国土交通省は業務停止命令等の処分をほとんど行っていないものと理解しており、特定商取引法や景品表示法等で厳正な処分を行っている消費者庁とは比較できない。</p> <p>これは、アメリカ軍の行為等により損害を被った邦人がアメリカ合衆国に対して賠償請求等を行う際の、防衛大臣によるあっせんや、訴訟費用の立替等の援助についての制度であり、極めて特殊な例であるため、消費者問題に関するADR制度の参考にはならないものと考えられる。</p> <p>どのようなルールか、明確な説明を求めたい。</p>

消費者委員会意見(23.6.10)で示した懸念事項・問題意識等	左記の委員会の懸念事項・問題意識に対する消費者庁の考え方(第59回消費者委員会(23.6.24)資料4より)	左記の消費者庁の考え方についての消費者委員会の考え
<p>5. 情報発信について</p> <p>国民生活センターの公表資料について、政策的な観点から、修正を要請する事例も見られるが、独立行政法人通則法3条3項(独立行政法人の自主性配慮規定)の趣旨に反する恐れがある。</p> <p>一元化後の情報発信について、「情報発信調整会議(仮称)」の調整を経た内容が公表されるため、公表時期が遅くなったり、公表内容が不十分なものとなり、国民が生の情報に接することができなくなる可能性がある。なお、消費者基本法2条1項では、消費者に対し必要な情報等が提供され、消費者の意見が消費者政策に反映されることが保障される必要がある旨が規定されており、本規定の趣旨に反する。他方、国民生活センターは、現在も情報の公正性・正確性を担保するための手続を設けている。</p>	<p>国民生活センターの公表資料に際しては、消費者庁と国民生活センター双方の合意のもとで、情報共有、連絡調整を行っているものである。これは、消費者庁の権限を背景にした他省庁等に対する効果的な働きかけ、調査分析における客観性・信頼性の一層の向上等の観点から、独立行政法人の適正かつ効率的な業務運営という独立行政法人通則法第3条第1項に資するものである。同法第3条第3項では、独法通則法及び個別法の運用に当たっては、独立行政法人の業務運営における自主性は、十分に配慮されなければならない、とされているが、この「事前の協議」は国民生活センターを事前に統制するものではなく、また、消費者庁と国民生活センター双方が合意して情報共有、連絡調整を行うことが、同項との関係で問題になるとは認識していない。</p> <p>「情報発信調整チーム(仮称)」は、相談現場の生の情報を迅速かつ効果的な情報発信につなげていくための施設等機関と内部部局の連携の仕組みである。監督官庁と独立行政法人という関係から、同じ消費者庁内の対等な部署同士の連携となることから、迅速な注意喚起等を行うことが可能となると考えている。また、相談現場の生の情報に加え、消費者安全法に基づく通知情報なども含めて分析することや、消費者庁が有する権限を活用して、情報収集なども行うことができるなど、内容面でも充実を図ることができると考えている。</p>	<p>これまでの事例をみる限り、双方が合意して行っているものではなく、国民生活センターが一方的に指示されて、修正等を行わされているものであると理解せざるを得ず、一元化によって、消費者庁に統合された場合に、情報発信が早くなるか否かは定かではない。</p> <p>第59回消費者委員会(23.6.24)でも、消費者庁長官から、過去の事例として、小径タイヤの自転車(折りたたみ自転車)に関する注意喚起について、消費者庁が遅らせてしまったことは明らかに消費者庁が間違っていたことが指摘されている。</p> <p>この他、タスクフォースの議論においても、貴金属の訪問買取に関する注意喚起情報の発信にあたり、特定商取引法に関する記載について消費者庁との調整に時間を要した事例が指摘されている。</p> <p>また、国民生活センターの公表事案の全てについて「事前の調整」を行う必要があるか疑問。</p> <p>なお、これまでの消費者庁及び国民生活センターによる財産事案についての注意喚起(第59回消費者委員会(23.6.24)参考資料1-2参照)を見ると、双方が同じ日に注意喚起を実施しているケースが散見され、本来であれば、調整なしに、もっと早期に注意喚起することができたのではないかと推測される。</p> <p>国家行政組織法2条2項では、「国の行政機関は、内閣の統括の下に、その政策について、自ら評価し、企画及び立案を行い、並びに国の行政機関相互の調整を図るとともに、その相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。内閣府との政策についての調整及び連絡についても、同様とする。」と規定されている。この「内閣一体の原則」を踏まえれば、消費者庁として情報発信を行う場合に、他省庁も関係する内容であれば、他省庁との調整を行って、その了解を得た上で、対外的な文書を発することは、行政機関の業務の進め方として当然のことである。</p> <p>したがって、国民生活センターが消費者庁の中に入れば、このような各省庁との調整が正式に行われることにより、情報発信のスピードが、従来の国民生活センターよりも遅くなるのは不可避的である。</p>

消費者委員会意見（23.6.10）で示した 懸念事項・問題意識等	左記の委員会の懸念事項・問題意識に対する 消費者庁の考え方 （第 59 回消費者委員会（23.6.24）資料 4 より）	左記の消費者庁の考え方についての 消費者委員会の考え
<p>6. これまでの行政改革との整合性</p> <p>消費者庁の事務は、政策の企画・立案、各省庁との調整、法執行、消費者事故情報の一元的収集・公表・注意喚起等、まさに、国自ら直接実施することが真に必要な事務と言える。</p> <p>一方、国民生活センターの事務は、支援相談、商品テスト、ADR、情報提供、研修、広報等、いずれも、非権力的な行政サービスの実施事務に該当する。</p> <p>これらの事務を消費者庁が取り込むことは、形としては、これまでの行政改革の流れとは逆の方向であり、効率性を高めるためには統合した方が合理的である旨の論証が必要である。</p> <p>また、「国が自ら直接実施することが真に必要な」とまでは言えないこれらの事務を、あえて消費者庁の事務として取り込んだ場合、他の政策課題との関係や、厳しい財政状況の中で、予算配分の総枠の中で優先順位を付けられ、当該事務が削減される恐れもある。</p>	<p>消費者庁は、情報の一元的な集約・分析・対応を中核として、行政処分などの権力的事務及び情報提供・啓発などの非権力的事務の双方を担っている。このうち、消費者への情報提供については、消費者庁及び消費者委員会設置法第 4 条第 1 号等に基づく消費者庁の最も重要かつ多様な事務であり、消費者安全法第 15 条に基づく注意喚起に限られるものではない。この点は、6 月 9 日の消費者委員会事務局長から消費者庁長官宛ての文書においても認められているところ。</p> <p>今回の一元化は、国民生活センターが有する機能を消費者庁が有する諸権限と結びつけ、各機能の更なる強化を図ろうとするものである、一元化により、現場のさまざまな相談情報を生かして、注意喚起や法執行（行政処分等）から制度改正や消費者教育まで一貫した体系を持った消費者行政の実現が可能となる。</p> <p>消費者行政の機能強化にとって現行の国民生活センターの各機能は、国として大変重要であると認識している。</p> <p>他方、独立行政法人には一般管理費及び事業費について、これまで以上の効率化目標の設定が求められているなど、独立行政法人の予算は厳しい削減が課されている。一元化することによって、現行の国民生活センターの予算がより削減されるとの見方は当たらないと考える。</p>	<p>消費者庁による一般的な情報提供を否定するものではない。ただ、それが「消費者庁の最も重要（かつ多様な）事務」であるか否かについては、議論の余地がある。国民生活センターに情報提供を行わせるという役割分担もあり得る。（再掲）</p> <p>なお、委員会としては、国民生活センターに対して個別事案の情報提供を「させる」ことも、消費者庁としての基本的政策の「推進」ではないかと考えるところ。（再掲）</p> <p>また、消費者庁のそのような情報提供と、国民生活センターの情報提供が「法制的に重なっている」か否かについては、法制的に必然・不可避的に重複するとは考えていない。（再掲）</p> <p>なお、「この点は、6 月 9 日の消費者委員会事務局長から消費者庁長官宛ての文書においても認められているところ」について、委員会事務局は、消費者庁の見解について「認めた」ということではなく、消費者庁の見解について委員の確認が得られるよう努める旨を、当該書面において明確にしたものであると理解している。（再掲）</p> <p>また、国民生活センターの機能と消費者庁の権限が結びつくことや、国民生活センターが行政の一部局となることによって生じる様々な懸念に対応することが求められる。</p> <p>第 58 回消費者委員会（23.6.17）では、情報提供を求める消費者庁の権限について、消費者安全法 14 条 1 項を挙げており、第 59 回消費者委員会（23.6.24）では、同項の規定に基づく事業者に対する資料提出要求について、104 件行使したとされる（いずれも非公表）。（再掲）</p> <p>しかし、当該 104 件のうち民間事業者に対して権限を行使したものがどのくらいあるのか、疑問が残る。（再掲）</p> <p>また、消費者安全法 14 条 1 項の規定は、事業者は消費者庁からの当該規定の求めに対応しなくとも、法律上は何らの不利益処分もないため、注意喚起に当たって情報提供を求める権限がどの程度有効に機能するか疑問あり。（再掲）</p> <p>なお、消費者安全法 22 条に基づく報告徴収は、アフリカントラストに対してのみを行ったと聞いているが、これによっても、十分な情報提供は得られなかったと推測される。（再掲）</p> <p>一般論として、独立行政法人の予算に厳しい削減が課されているところは認識している。しかし、一元化した方が、一元化しないよりも、現行の国民生活センターの関連事務の予算が確保される、という説明にはなっておらず、その論証は難しいのではないかと。</p> <p>なお、過去に独立行政法人消防研究所が施設等機関である消防大学校の下部機関に統合された際は、「緊急事態対応等公務員が担うことが真に必要な業務について厳しく精査の上、その業務を担う要員に限ることとし、移行する要員数については 5 割を目途に削減を行う」とされた（平成 17 年度末までに中期目標期間が終了する独立行政法人の見直しについて（平成 16 年 12 月 24 日 行政改革推進本部決定））</p>

消費者委員会意見(23.6.10)で示した 懸念事項・問題意識等	左記の委員会の懸念事項・問題意識に対する 消費者庁の考え方 (第59回消費者委員会(23.6.24)資料4より)	左記の消費者庁の考え方についての 消費者委員会の考え
<p>(前ページから続く)</p> <p>6. これまでの行政改革との整合性</p> <p>消費者庁の事務は、政策の企画・立案、各省庁との調整、法執行、消費者事故情報の一元的収集・公表・注意喚起等、まさに、国自ら直接実施することが真に必要な事務と言える。</p> <p>一方、国民生活センターの事務は、支援相談、商品テスト、ADR、情報提供、研修、広報等、いずれも、非権力的な行政サービスの実施事務に該当する。</p> <p>これらの事務を消費者庁が取り込むことは、形としては、これまでの行政改革の流れとは逆の方向であり、効率性を高めるためには統合した方が合理的である旨の論証が必要である。</p> <p>また、「国が自ら直接実施することが真に必要な」とまでは言えないこれらの事務を、あえて消費者庁の事務として取り込んだ場合、他の政策課題との関係や、厳しい財政状況の中で、予算配分の総枠の中で優先順位を付けられ、当該事務が削減される恐れもある。</p>	<p>今回の国民生活センターの在り方の見直しは、「行政と独立行政法人との関係の再整理を含め、「公」の新しい姿を構築するための改革」とされている独立行政法人制度の抜本的見直しの一環として行っているものであり、既存の国と独法の間を所与の前提として検討を進めているものではない。</p>	<p>そうであれば、なおのこと、独立行政法人国民生活センターの在り方の見直しにあたっては、政府における新しい「公」の姿の検討を踏まえた上で、消費者庁への一元化案と比較検討すべきではないか。</p>